

議案第46号

調布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年6月14日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

災害弔慰金の支給等に関する法律等の一部改正を踏まえ、災害援護資金の貸付利率、償還方法等を改めるとともに所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

調布市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年調布市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.0パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「又は半年賦償還」を「，半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「，保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附則第3項中「並びに」を「及び」に改め、「及び第8項」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。